第2回宇都宮市上下水道事業懇話会 議事録

日 時

平成19年3月9日(金) 午前10時00分~午前11時50分

会 場

宇都宮市上下水道局 5階大会議室

出席者

- 委 員:石井座長,本田職務代理者,伊澤委員,上野委員,小山委員,松村委員,水 島委員
- 市 側:上下水道局長,経営担当次長,技術担当次長,経営企画課長,経営企画課経 営担当主幹,企業総務課長,サービスセンター所長,工事受付センター所長, 配水管理センター所長,水道建設課長,下水道施設管理課長,技術監理室長, 事務局職員

傍聴者数

1 名

会議経過

- 1 開 会
- 2 懇 話
 - (1) 水運用計画について 事務局より水運用計画について会議資料に基づき説明の後, 意見交換。
- A委員:水運用基本計画によると、宇都宮市の1日最大配水能力は215,500 ㎡ということだが、今後の配水量の見込みについてはどのように見込んでいるのか。
- 事務局:配水量は,節水器具の普及などによりやや減少しているが,気象や人口変動,景気などにより影響を受けるものである。今後は,節水器具も概ね普及されたことや,景気の回復などにより,将来的には緩やかに増加するものと見込んでいる。
- B委員: 異常時の対応とあるが, 異常時とは具体的にどのようなものを想定しているのか。 また, 水運用基本計画の異常時対応策と宇都宮市危機管理計画との関係はどのようになっているのか。
- 事務局: 異常時とは、地震、渇水、テロなどのほか、油の流入など水質事故等を想定している。また、宇都宮市危機管理計画を上位計画として、局においても危機管理計画を策定しているところである。概要版にも図式化しているが、異常時には当然連携して対応することになる。
- C委員:今月末に市町合併を控え,本計画や次の審議事項である広報広聴活動計画に影響 はないのか。

事務局:河内町は本市の給水区域にあるため影響はない。また、上河内町にはすでに本市から日最大で3000立方メートルの水を分水しており、上河内自体の配水量は今里浄水場で日900立方メートル程度であるため、水運用に大きな影響はないと考えている。また、今里浄水場の監視機能等は現在上河内町役場に設置されているが、この監視盤を配水管理センターに移設する工事を3月に実施する予定である。

座 長:今里浄水場からの水道事業は簡易水道なのか。今後,統合するために工事などを 予定しているのか。

事務局:現在,上河内町は東部と西部の2つの簡易水道事業と謡辻飲料水供給事業を実施しているが,市町合併時に宇都宮市の水道事業に統合することで合併の協定書を締結している。このため,河内町が謡辻飲料水供給事業を簡易水道事業に統合するため栃木県に申請し認可される見込みである。本市は,この統合された簡易水道事業を本市の水道事業に統合するため,厚生労働省と協議を行い内諾を得ていることから,今月末に正式に届出をする予定である。当面は,統合のための工事は予定してないが,合併後3年以内に拡張計画を見直す予定である。

座 長:上河内町簡易水道が宇都宮市水道事業に統合されれば、いずれ大規模な管路布設 工事等が見込まれるが、それは拡張計画の見直しの中で議論されるのでしょう。 是非、拡張計画の見直しについても懇話会に付議してもらいたい。

D委員:団塊の世代を抱え、技術継承するための対応策について伺いたい。

事務局:技術を継承できるよう,本計画に基づき,誰にでも対応できる水運用マニュアル を策定することしている。

D委員:油流出など事故が発生した場合の発生源は特定できるものか。

事務局:小さいものは特定できないが,過去に起きた大きな2回の事故については特定できている。

E委員:課題に,時間帯による水圧不足をきたす地区として城東,峰地区を上げているが, 6ページの結果からはその他にも課題にすべき地区があるのではないか。また, その理由として,商業施設の影響によるものということだが,5,13の配水区 は理由が異なるのではないか。

事務局: 5, 13の配水区において,水圧の変動が大きく水圧不足を起こしているが,住 宅地の増設,密集により,朝夕に水の使用が集中することによるものと考えてい る。

E委員:計画書の19ページの上段に、「他系統からのバックアップ」と「他の水系からの水運用」とあるが、意味が違うのか。

事務局:わかりやすい表現に見直す。

座 長:「他系統からのバックアップができない」という表現は削除してもいいのでは。

F委員:本計画の8ページに、制御所等のモード覧に手動と自動とあるが、どのような状況なのか。

事務局:自動が、圧力を設定すれば機械が自動的に調整できるものであるのに対し、手動

は配水管理センターにある監視盤のもとオペレーターが遠隔操作により手動で圧力を調整するものである。このため、オペレーターの操作の技術継承あるいは自動化に向けた取組が求められている。

A委員:漏水に対する対応は何か行っているのか。また、水運用においては、漏水に対する対応策も重要であるので計画書に載せた方がよいのではないか。

事務局:水圧を調整することにより、漏水を抑制できるため、決め細やかな水圧調整に努めている。また、漏水を減らす取組としては、毎年漏水調査を実施している。平成19年度は調査延長1,000キロを予定している。今日の委員の意見を踏まえ、計画書の見直しを検討したい。

(2) 平成19年度広報広聴活動計画について 事務局より,平成19年度広報広聴活動計画についての会議資料に基づき説明の後, 意見交換。

B委員: JR事故では損害賠償もあると聞いている。油流出の事故でも賠償請求などがあれば、広報紙に掲載してはどうか。今後の抑止力となると思われるが。また、実際の賠償金額はどのくらいか。

事務局:昨年4月の事故では,職員の人件費等で約 17 万円請求している。平成16年1月の事故では約14万円くらいである。取水口には油分計と油膜計が設置されており,油を感知すると取水を停止するシステムとなっている。そのほか,水源を守る取組として,地元住民と共に川沿いのクリーン作戦などを行っている。

座 長: JR事故における損害賠償の制度はあるが, 賠償額が膨大なため, 実際のところは, なかなか損害賠償を受けていないと聞いている。

A委員:探検ツアーの施設見学ツアーと下水道の日フェスティバルの施設内探検ツアーは 同じものか。また、探検ツアーの実施回数が来年度は減っている理由は何か。

事務局:探検ツアーの施設見学ツアーはバスに乗って浄水場や水源を見学するものに対し、下水道の日フェスティバルの施設内探検ツアーは清原処理場内をツアーガイド方式で案内するものである。また、探検ツアーの回数については、18年度は水道通水90周年記念ツアーを実施したことから10回開催したが、19年度は例年どおりの5回としたことによるもの。

(3) その他

事務局より,水道料金制度の見直しについて会議資料に基づき説明の後,意見交換。

D委員:今回の料金改定の結果,収入総額はどのくらい下がるのか。また,一般家庭の料金はどのくらい安くなるのか。合併後の町の料金体系はどうなるのか。

事務局:今回の料金改定により、年間約3億円収入が減少するが、本市においては鬼怒川 左岸地区に給水するため、県の鬼怒水道事務所から水道水を受水しており、この 受水費が約3億円引き下がるため、水道事業への影響はほとんどないと考えてい る。また、一般家庭の料金は、4人家族で、料金水準で年間約1,200円、口 座振替割引も含めると年間1,500円程度の値下げになると見込んでいる。また,合併後の町の料金体系であるが,合併協定書により,当面現行どおりとし,水道料金等審議会で審議し,3年から5年をかけて段階的に統一していくと協定している。

B委員:地下水ビジネスとはどういうものか。地盤沈下との関係で地下水の使用制限はできないのか。

事務局:地下水ビジネスとは,ろ過技術の進歩により,業者が地下水を汲みあげ,膜処理,滅菌する設備を設置し,利用者からはリース料をとるビジネスをいう。水道料金よりは2割から3割安いという謳い文句で営業を行なっている。地下水の使用制限は,栃木県の所管であるが,本県においては地盤沈下が顕著な小山市以南が制限されているだけである。

E委員:大口需要者の対象件数を把握しているか。また、そのうち地下水ビジネス利用者 はどのくらいいるのか。

事務局:対象者は30から40社で、そのうち地下水ビジネス利用者は4社を確認している。これにより1億円程度の減収につながっていると思われる。

座 長:その他,今回の議題にかかわらず,質問があれば自由にどうぞ。

D委員:鉛管は現在でも使用しているのか。あるのであれば、PR が必要ではないか。

事務局:局が所有するメーターまでの鉛管はすべて布設替え済である。個人が所有するメーターからの給水管についてはまだ鉛のものが現存するため、対象者に対しては、個別にお知らせをしているほか、広報紙等で鉛管を使用している宅内において、水道使用時の注意について注意事項を掲載している。

D委員:貯水槽水道衛生管理について PR 活動はしているのか。

事務局:対象者には個別の案内をしている。また、平成18年度については、抜き打ち検査・調査を行っている。

D委員:本市では、ディスポーザー使用は認めているのか。また、排出時の水質規制等は 設けているのか。

事務局:現在,本市では,浄化槽のような処理槽を備えたシステム式のディスポーザーは 認めているが,単体のディスポーザーの使用は認めていない。また,排水の水質 については,市で排除基準を定めている。しかし,すべての家庭を規制すること は難しい。特定施設等に関しては,立入調査等を行い,排水が基準を遵守してい るか確認している。

座 長:その他,事務局から何か連絡事項はあるか。

事務局:次回の開催については,5月下旬から6月上旬を考えているが,改めて各委員に 連絡したい。

3 閉 会